　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会則

（名称・所在地）

第１条　本会は　　　　　　　　　　　　と称し、事務局を　　　　　　　に置く。

（目的）

第２条　本会は　　　　　　　　　　　　　　　　と、会員相互の親睦を図り、自主的な練習活動を進めることを目的とする。

（活動内容）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

　１

　２

　３

　４

（入会の資格）

第４条　本会に入会できるものは、会の目的に賛同し、活動できるものとする。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

　代表者　　名　副代表者　　名　事務局　　名　会計　　名　会計監査　　名

（役員の選任並びに任期）

第６条　役員は、会員の中からの互選により、任期は　　年とする。ただし、再任は妨げない。

（総会・役員会）

第７条　本会は、年１回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

　　（１）事業計画

　　（２）予算・決算

　　（３）会則改正

　　（４）その他必要事項

　２　役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

（会費及び会計）

第８条　本会の必要経費は、会費その他の収入によってまかなう。

　２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殉じる　とする。

　３　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

　付則

　　この会則は、令和　　　年　　　月　　　日から施行する。